

新型コロナウイルスによる緊急事態宣言発令時の対応について

新型コロナウイルスの猛威が続いている中、政府の緊急事態宣言が発令される状況が近づいていると考えられます。

緊急事態宣言が発令された場合、各都道府県の知事の権限で下記が可能となるようです。

1. 外出自粛の「要請」
2. 商業施設などの使用禁止
3. 病院開設の為の土地・建物の強制使用

海外との大きな違いは、現憲法下では外出禁止として罰則は付けられず、あくまで「要請」となりますが、弊社ではそれに従う事を基本方針とします。

東京都に似たニューヨーク市の状況から、下記要請が考えられます。

- (1) 絶対必要で急がなければならない事情以外の外出をしない。
- (2) 医療(歯科・薬局を含む)機関は営業を継続。
- (3) 食料等の生活必需品の販売は行われる。
- (4) 公共交通機関は運行される。

弊社は、(2)の医療関連企業に含まれます。

以上の事例を鑑み、首都圏への緊急事態宣言発令時における弊社の基本方針を下記の通り定めます。

1. 弊社従業員の不要不急の外出は控えさせていただきます。
2. 会社自体は、営業を継続いたします。
3. 弊社への不要不急のご来社はお断りいたします。
4. 原則として、本社・東京営業所・横浜営業所・ユーザサポート窓口は、全面的にテレワーク体制となります。
5. ユーザサポート業務はテレワーク体制にて継続いたしますが、通常レベルのサービスをご提供できない場合がございます。何卒ご理解いただきたく伏してお願い申し上げます。
6. 医療機関のお客様への納品業務等は継続いたします(但し、その必要性については、お客様ごとにご相談をさせて頂きます)。
7. 弊社の対応につきましては、隨時弊社ホームページならびに弊社システム「スタートページ」にてご案内をいたします。

皆様のご健康をお祈りし、共にこの困難を乗り越えられることを堅く信じております。

令和2年4月6日
株式会社オプテック
代表取締役 大原茂之